

香川地方最低賃金審議会

第3回 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開 催 日 時	令和元年10月7日 15時20分～16時38分		
開 催 場 所	香川労働局 第一会議室		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主 要 議 題	1 船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について (金額審議)		
議 事 要 旨	<p>1 金額審議について</p> <p>前回の続きとして、金額提示を求めたところ</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 951円(+23円)</p> <p>根拠 : 競争で生き残らなければならない、また雇用も確保しなければならないため、+23円を提示する。これ以上の提示は難しい。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 952円(+24円)</p> <p>根拠 : 歩み寄れば決まると思うが、海外との競争のため厳しい状況である。</p> <p>使用者側 第3回提示額 : 952円(+24円)</p> <p>根拠 : +24円で公益に一任する。</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 954円(+26円)</p> <p>根拠 : 歩み寄りということで、+26円を提示する。造船業界が厳しいのは分かるが、魅力ある産業としての地賃に対する優位性を確保したい。造船バブルの際にも地賃程度しか上がらなかったことから、今年度の地賃の上げ幅の+26円を提示する。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 954円(+26円)</p> <p>根拠 : 提示としては変わらないが、+26円で公益に一任する。</p> <p>公益側より双方に再考を求めたところ公益一任となり、公益案: +25円 時間額953円を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令6条5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p>		